

第12期第2回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）会議録

1 開催日時

平成27年2月19日（木） 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟10階特9会議室

3 出席者（五十音順）

石坂 裕毅 委員
岡本 博志 部会長
櫻井 幸一 委員
森 咲子 委員

4 審議事項

- (1) 県税の賦課徴収関係事務に係る第三者点検について
- (2) その他

5 会議の内容

【岡本部会長】

ただいまから、福岡県個人情報保護審議会第二部会を開催いたします。

お手元の次第にあるとおり、本日の議事は、「県税の賦課徴収関係事務に係る第三者点検について」でございます。

また、諮問書の写しが配付されていると思います。番号法第27条で特定個人情報保護評価を行うようになっております。法律に基づいて特定個人情報保護委員会が設置されているのですが、評価に関する規則は法律を受けて委員会の規則で定められておまして、この規則に基づいて、本県でも実行しなければならないということです。これは直接には、福岡県個人情報保護条例第51条第2項第3号の規定に基づき、この件について意見を伺いたいということでございます。担当の方から、この諮問の趣旨等を説明していただきます。

では、この諮問書及び資料について、評価実施機関から説明をお願いします。

【評価実施機関】

税務課で課長補佐をしております末次と申します。

本来ですと、当課の課長が御挨拶申し上げますところですが、本日、2月定例県議会における総務企画地域振興委員会と重なっておりますので、欠席とさせていただきます。

本日、福岡県個人情報保護審議会にお集まりの委員の皆様におかれましては、福岡県個人情報保護条例第51条第2項第3号の規定に基づき、税務課が所管をしております県税の賦課徴収関係事務を対象とした特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）について御審議をいただきたいと思っております。

まず、福岡県の県税務部門について、事務の概要を説明したいと思います。

福岡県の税務部門において、税務課、県内12の県税事務所における、職員が約710名、委託業者の常駐の職員を含めると約750人の職員が、地方税法の規定による県税の賦課徴収関係事務を行っております。具体的には、県民税、事業税、自動車税等の直接税、それから軽油引取税等の間接税について課税・徴収を行うといった業務でございます。税の公平性を保つためということで、納期限までに納付のない者については督促状の発付や滞納処分などを行っております。

本日の諮問の趣旨としては、マイナンバー制度の導入に伴い、県税の賦課徴収関係事務の効率化、正確性向上をさらに進めることを目的として、個人番号をその内容に含む「特定個人情報ファイル」を保有するに当たり、特定個人情報保護評価書を作成することから、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、委員の皆様方に御意見を伺いたいと思っております。

この特定個人情報保護評価の実務の流れとしては、番号法にのっとり、平成26年12月12日に税務システムの評価書素案を作成後、福岡県公報への登載、福岡県ホームページへの掲載を行うとともに、税務課の執務室内に評価書素案の冊子を備え付けて、平成26年12月25日から平成27年1月23日の間に、評価書素案に対する住民等の意見を聴取したところです。

この度、福岡県個人情報保護審議会の委員の皆様方に、この特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の第三者点検をお願いするところです。

それでは、早速ですけれども、評価書の内容の説明に入らせていただきます。詳細については、担当の方から説明します。

税務課電算係の高瀬と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、県税の賦課徴収関係事務を対象とする特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）について説明します。

約40ページにわたる資料ですので、ポイントを絞って説明します。

委員の皆様方に配付している特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）については、国の機関である特定個人情報保護委員会が指定する全国統一の様式となっております。表紙の右上を見ていただきますと、括弧書きで全項目評価書となっております。この全項目評価書となっている理由としては、基礎項目評価のしきい値判断項目というものがあります。具体的には、県税の賦課徴収関係事務においてマイナンバーを保有する人数により、行うべき評価が決まります。例えば、30万人以上で、全項目評価が義務付けられますが、私たちが取り扱う特定個人情報は約320万人分ですので、全項目評価が義務付けられます。

それでは、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の説明を始めます。

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）。

評価書番号、1。

こちらは事務処理上の番号となっております。

評価書名、県税の賦課徴収関係事務 全項目評価書。

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言。

福岡県は、県税の賦課徴収関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、

特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

評価実施機関名、福岡県知事。

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】。

ここは国の機関が関係するところですので、都道府県と市町村は、空欄になります。

公表日は、福岡県個人情報保護審議会での審議及び答申を受けた後に記載します。

2ページ目を御覧ください。

項目一覧となっております。御覧のとおり、IからVIまで、大きく6つのカテゴリーに分けられております。

それでは、3ページ目を御覧ください。

ポイントを絞って説明します。

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称、県税の賦課徴収関係事務。

②事務の内容、福岡県では、地方税法の規定により県税の賦課徴収を行っている。

具体的には、県民税、事業税及び自動車税等の直接税並びに軽油引取税等の間接税について、課税を行い徴収している。

また、税の公平性を保つため、納期限までに納付のないものについては督促状の発付や滞納処分等を行い、税込確保に努めている。

事務の流れ及び詳細は、「(別添1)事務の内容」参照。

ここで、7ページを御覧ください。事務の内容の説明をしていきます。

まず、左上に「納税義務者」、「滞納者」とありますが、納税義務者に対する「A納税義務の確定」を行います。確定には大きく2種類ありまして、「①納税通知書の送付等」、「②申告書の提出等」により、納税義務の確定となります。

②に「※特定個人情報を含む」となっております。つまりマイナンバーが書かれた申告書を県が受け取ることとなります。

次に、「B納税」がなされ、場合によっては納税証明書を発行することとなります。納税がされない場合は、「C督促・滞納処分等」を行います。

続きまして、右の欄です。「E通知・閲覧・記録等」で、「本県他部署」、「市町村」から「障がい者減免等関係情報」について情報が入ってきます。こちらは、本県他部署からは庁内連携システムを経由、市町村からは情報提供ネットワークシステムを経由して情報が入ってきます。

次に、「国税庁、他の都道府県及び市町村等」です。こちらからも、通知・閲覧・記録等が行われます。こちらの※にあるとおり、特定個人情報を含む情報のやり取りがあります。つまりは、マイナンバーを含む個人情報のやり取りを、この「E」で行うということです。

なお、法令上、本県他部署、市町村からは税務課や県税事務所に対し一方的な情報の提供しかありませんが、国税庁、他の都道府県及び市町村等と税務課や県税事務所との

間では特定個人情報を含む情報のやり取りをします。

次に左下、「委託先」を御覧ください。「F各種業務委託」は、※にあるとおり、こちらにも特定個人情報を含む場合があります。つまりは、税務システムの運用、保守の委託、大量のデータが来た際にはパンチ委託をすることになります。そこで、マイナンバーに触れることがあるためです。

それでは、「税務課 県税事務所」を御覧ください。こちらで、「県税の賦課徴収情報の出入口」が行われます。主に税務システムを利用して情報の蓄積又は提供するものです。

下の備考欄には、内容の詳細を書いております。

3ページに戻ります。

③対象人数、30万人以上。

取り扱う特定個人情報は約320万人分ですが、選択肢の都合上、30万人以上と記載しています。これは納税義務者の宛名件数です。

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

使用するシステムとして、既存の県税システムのほか2つのシステムと、今回新たにマイナンバーに係る情報連携に必要なシステムが2つ、計5つのシステムを記載しております。

システム1

①システムの名称、税務システム。

このシステムを簡単に説明しますと、県税の賦課徴収関係事務を処理するために用いられる既存のシステムです。

システム2

①システムの名称、団体内統合宛名システム。

このシステムは、情報連携を行うために税務システムと中間サーバーをつなぐシステムになりますので、③他システムとの接続で、税務システムと中間サーバーの二つのシステムに接続すると示しております。

4ページを御覧ください。

システム3

①システムの名称、中間サーバー。

このシステムを簡単に説明しますと、県が国や他県、他市町村と情報をやり取りするための外部との窓口になるシステムとなります。外部との窓口になりますので、③他のシステムとの接続で、情報提供ネットワークシステムと宛名システム等に○印を付けています。

システム4

①システムの名称、住民基本台帳ネットワークシステム（都道府県サーバー部分）。

このシステムを簡単に説明しますと、住民基本台帳に記載されたマイナンバーを含む個人情報を見るためのシステムです。このシステムは、税務システム等とは直接接続はしていません。

5ページを御覧ください。

システム5

①システムの名称、国税連携システム。

このシステムは、国税庁が保管する所得税の確定申告書のデータを受信するものです。このシステムも、税務システム等とは直接に接続しておりません。

それでは、6ページを御覧ください。

3. 特定個人情報ファイル名、税務システムデータベースファイル。

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由、①は省略させていただきます。

②実現が期待されるメリット、個人の特定及び個人の宛名の突合の正確性が向上することにより、県税の公平・公正な賦課徴収につながる。

つまり、マイナンバーが利用できるようになれば、本人確認がより容易で正確になり、県税の賦課徴収に役立つということを示しております。

5. 個人番号の利用

法令上の根拠は、記載のとおりです。

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

こちらは、法令どおりに実施いたします。

7. 評価実施機関における担当部署

①部署、総務部税務課。

②所属長、総務部税務課長 榊崎 綾子。

ここで一旦、質問等がありますでしょうか。

【岡本部長】

今、事務について説明していただきました。番号法というのは、マイナンバーという住民基本台帳の番号と違った番号を付けるのですけれども、この事務処理というのが、税務、社会保障、災害対策で、その他各地方公共団体で利用する場合は条例で事務を定めなさいということです。本来予定されている税務事務に関する徴収、最後は滞納処分の手続も含めてやりますということで、対象人数が300万超えるくらい、県の人口は500万ぐらいかと思うのですが、納税義務者としては全員ではないのですが、いずれにせよ規模としては30万人は超えますので、こういうシステムの構築を予定していますという説明でございます。

何か今までのところで御質問等ございませんか。

【櫻井委員】

全部新しくシステムを作るように聞こえるのですけれども、かなりの部分は既存のものを利用されるということですね。

【評価実施機関】

そうです。

【櫻井委員】

そうであれば、差異が分かる方が助かるかなと思います。聞いている方は、全部のシステムを新しく構築するように聞こえるところもあって、どこが違うのかというところを見せていただくと、こちらもそこだけしっかり見ることはできるのですけれども。

【岡本部長】

システム上の捉え方としては新しいシステムなのですが、実際使うことになる情報処理のシステムは、既存のシステムをほぼそのまま使っているということがあるのではな

いかというお話です。その辺の違い、今回の分でどこか違いが出てきたのかという質問です。マイナンバーを使うかどうかはありますけれども、それ以外に、従来システムとどう違うのか……。

【事務局】

国の方で新規に団体内統合宛名システムと中間サーバーを作ります。この二つができて、外部との情報連携等をマイナンバーを使ってできるようになるというのが、今までの説明です。

【櫻井委員】

7ページにその図がありますか。中間サーバーというのはどこを指すのですか。この図の中にはないのですよね。

【事務局】

右上の「本県他部署、市町村」に、情報提供ネットワークシステム経由と書いているのですが、こちらで中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムを使うようになります。

【森委員】

これは前回の審議会で見せてもらった図のここが何になるという、あの図の説明ということですよね。あの図がないと、どれがどれだか分からなくて。

【櫻井委員】

前回の図があれば助かりますね。

【事務局】

前回の資料は、青色のドッジファイルにとじております。

7ページ右上の「本県他部署、市町村」と「税務課 県税事務所」をつなぐ矢印の中に、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供ネットワークシステムという、連携のためのシステムがあります。7ページの図は事務の流れということでしたので、そのシステムそのものは記載しておらず、事務の流れはこういう流れですと。その矢印の中にこういうシステムを使いますということが書いてあります。

【森委員】

これは、私たちは何かを判断したりしないといけないのですか。

【事務局】

中間サーバーと情報提供ネットワークシステムを用いるということ、その2つのシステムを使うというのは、法令上義務付けられておりますので、そのことについては法令上のものと御判断いただきたいのですが、そこにつなぐ税務システムそのものは現在も使っていて、これにマイナンバーを新しく加えて今後も使っていきます。その使い方が適切であるか、システムそのものの安全管理措置が適切であるか、その周りの扱い方、適切にそのシステムを扱っているかを主に御判断いただきます。どちらかという、ネットワークの方は、国から提供されているものですので、主には税務システム、税務の事務の方を見ていただければと思います。

【岡本部長】

国税庁は別として、LGWANは、まだ残っているのですか。

【事務局】

残っています。

【岡本部長】

そういったものを統合した形のサーバーシステムを作るのですか。国が別にそういう団体を作ってやらせるということになっていたはずだけど。

【事務局】

中間サーバーはL GWAN上に乗っていますので、必ずL GWANを通して情報の連携が行われるという形になっています。

【櫻井委員】

従来はそうっていないということですか。

【事務局】

今までは、いわゆる情報提供ネットワークシステムという情報連携のシステム自体がありませんでした。税の方は国税庁が作った国税連携システムというものを使っていました。一般的には、それぞれの事務ごとに、場合によっては書面や電話等でやり取りをしたりと、いろいろな方法があったのですが、このマイナンバー導入によって、情報提供ネットワークシステムというセキュリティレベルの高いシステムネットワークができて、それをもって情報のやり取りをすることとなっております。

【岡本部長】

従来もサーバーを置いて自治体で共同利用化とかもあったとは思いますが、今度は要するに国の方とつなげてしまうということなのでしょう。そのためのシステムを国で用意するので、そちらを経由してくださいということのようですが。よろしいですか。

【全委員】

なし。

【岡本部長】

それでは、先へ進めてください。

【評価実施機関】

8ページを御覧ください。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名、税務システムデータベースファイル。

こちらは、既存の税務システムと、今回の情報連携に伴う一連のファイルを示しております。

2. 基本情報

①ファイルの種類、システム用ファイル。

こちらは選択肢が2つあり、システム用ファイルが、データベースファイルです。その他の電子ファイルが、エクセルファイルとなっております。税務システムは、データベースファイルですので、1のシステム用ファイルとなります。

②対象となる本人の数、100万人以上1,000万人未満。

実際の対象者数は納税義務者の宛名件数として約320万人となっておりますが、選択肢の関係で、このような記載となっております。

③対象となる本人の範囲、福岡県税に係る納税義務者及び課税調査対象者。

④記録される項目、100項目以上。

実際は約4,600項目ですが、詳細は後ほど御説明いたします。

主な記録項目、識別情報は、個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報（内部番号）。連絡先等情報は、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）及び連絡先（電話番号等）。業務関係情報は、国税関係情報、地方税関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報及びその他（内部機関情報、技術的事項（エラーコードなど））。

その妥当性は、記載のとおり、全て番号法令、地方税法令にのっとったものとしております。

それでは、9ページを御覧ください。

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元、本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署（市町村支援課、保護・援護課、保健福祉事務所、障害者福祉課、障害者更生相談所）、行政機関・独立行政法人等（国税庁）、地方公共団体・地方独立行政法人（他の都道府県、市町村）及びその他（地方公共団体情報システム機構（地方共同法人））。

地方公共団体情報システム機構は、通称J-LISと呼ばれている団体です。

②入手方法、紙、電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）、フラッシュメモリ、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム及びその他。

その他としては、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム及び政令で定める安全な措置が確保されたシステムを利用します。

③入手の時期・頻度の、①から読み上げます。

①定期的に対応する事務に際して入手するもの（毎年）

- ・税務署（国税庁）から、国税連携システムを経由して得られる個人事業税の賦課に必要な情報。（平成25年度実績 確定申告期は毎営業日、左記以外は月1回）
- ・自動車税及び自動車取得税の申告書記載情報と、自動車登録情報の突合結果情報。（平成25年度実績 月2回）

②個別的に対応する事務に際して入手するもの（随時）

- ・申告書等を受け付けた都度。地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度。

これは、原則として、本人又は代理人から直接申告書を受け付けた都度や、市町村等から情報を入手する時のことを指しております。

④入手に係る妥当性、以下番号法令に則り、地方税法上の賦課徴収関係事務について、特定個人情報の入手ができるものをケース別に挙げる。なお、本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手する全ての情報については、既に入手したものでないか事前に保有情報を確認した上で入手する。必要に応じて、住基ネットの利用により個人番号の真正性を確認する。

住基ネットの利用による個人番号の真正性の確認は、番号法第19条第4号で認められているものとなっております。

4つのケースがございます。7ページ又は「イ」と書かれた青いインデックスを貼ったフロー図と見比べてください。

〈番号法第十九条第三号のケース〉としては、自動車税に係る申告書等に記入された特定個人情報、直接入手することになります。

こちらは、フロー図左上の②申告書の提出等のところに該当し、本人又はその代理人から本県に提出されるものです。

〈番号法第十九条第七号のケース〉としては、番号法第十九条第七号及び同法別表第二の二十八の項の規定に則り、情報提供ネットワークシステム等を使用して、本県他部署、他の都道府県及び市町村から情報を入手します。これは、自動車税等の障がい者減免、個人事業税等の生活保護受給者減免、狩猟税の低所得者減免のためです。

〈番号法第十九条第八号のケース〉としては、番号法第十九条第八号、同法施行令第二十二條及び同法施行規則第十九條に則り、各提供元から地方税に基づく県税関係情報を入手します。

こちらは、国、他の都道府県及び市町村から本県が入手するもので、既存の地方税法上で、他の自治体や国とやり取りをしているものがあります。それにマイナンバーを付けてやり取りができることとなります。例えば、所得税関係の国税連携がこれに当たります。

〈番号法第十九条第十二号のケース〉としては、番号法第十九条第十二号、同法施行令第二十六條及び同施行令別表に則り、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査及び租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手します。

⑤本人への明示、本人又はその代理人として定められた者から入手する情報については、提出者に使用目的を示した上で入手する。

本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手する情報は、この限りでないため、入手の際の安全の確保として、情報提供ネットワークシステム等の番号法令に則った通信手段を使用して入手する。

⑥は割愛させていただきます。

⑦使用の主体

使用部署、総務部税務課、各県税事務所（12事務所）。

使用者数、500人以上1,000人未満。

選択肢の都合上、このような記載となっておりますが、使用者数は、県職員が710名に委託業者の常駐職員を含めた約750名となっております。

それでは、10ページを御覧ください。

⑧使用方法については、記載のとおり、全て賦課徴収に係るものです。

11ページを御覧ください。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無、委託する。

これは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を4件委託することとしております。

委託事項1、税務システムの運用管理等業務委託。

これは、税務システムそのものの運用管理で、保守等を委託しているものです。

委託事項2、自動車二税（自動車税及び自動車取得税）の申告書に係る情報処理業務等委託。

①委託内容、①自動車二税の申告書の受付及びデータ化、②申告書記載情報と自動車登録情報の突合等業務を委託するもの。

1 2 ページを御覧ください。

委託事項 3、滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務委託。

こちらは、税務システム上での情報処理で、滞納整理に伴う情報処理等を委託するものです。

1 3 ページを御覧ください。

委託事項 4、県税収納管理業務等データ入力委託。

①委託内容、①県税収入情報を税務システムに入力又は②課税情報をデータパンチする業務等を委託するもの。

②については、課税情報が大量にもたらされた際にデータパンチ業務を委託します。

1 4 ページを御覧ください。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無、提供を行っている。

提供先は 2 件となります。この提供と移転ですが、移転とは、本県他部署への移転ですが、今回の賦課徴収関係事務ではしておりませんので、今回は提供のみとなります。

提供先 1、市町村及び他都道府県。

①法令上の根拠は、記載のとおりとなっております。

②提供先における用途、現在、地方税法上の業務として行われている地方税法に基づく通知や供覧等、外部の税関連機関への情報提供について、一部様式変更（個人番号記入欄の追加）に伴い、番号法令で認められた範囲内で新たに個人番号を付加して行うもの。

様式の変更とは、関連する様式について、全国一律で個人番号の記入欄が追加されております。

具体的には、不動産取得税、個人事業税、たばこ税及び軽油引取税に係るもので、本県から市町村、他都道府県に提供します。

提供先 2、市町村。

こちらは、③提供する情報に、「福岡県税に係る個人県民税の納税義務者情報」とありますが、個人県民税については、特に全国統一の様式はありませんので、提供先 1 には含まれないと判断し、個別に挙げております。

①法令上の根拠は、記載のとおりとなります。

②提供先における用途、現在、地方税法上の業務として行われている地方税法第四十八条第七項等に基づく外部の税関連機関との情報のやり取りについて、番号法令で認められた範囲内で、新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。

この地方税法第四十八条第七項とは徴収に関する条項で、具体的には、個人県民税の徴収及び滞納処分に係る特定個人情報を本県から市町村に提供します。

③提供する情報、福岡県税に係る個人県民税の納税義務者情報。

個人県民税は、県の未収入額全体の約 7 割強を占めているもので、福岡県だけではなく県内全ての市町村と協力し合い、収入未済額を圧縮しなければならないということが、

必要なこととなっております。

15ページを御覧ください。

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所は、記載のとおり、厳重な保管体制をとっております。

②保管期間

期間、6年以上10年未満。

実際には、その妥当性にあるとおり地方税法上3年、5年、7年の保存期間が定められており、税務システムにおけるデータ及び申請書等の紙媒体の保管期間もこちらにのっとっております。

③消去方法も、記載のとおり、非復元状態になるよう適切な方法で行っております。

16ページを御覧ください。

16ページから27ページまでが別添2です。こちらは、特定個人情報ファイル記録項目です。ここでは、税務システムへのデータベースファイルの記録項目を記載しております。特定個人情報保護委員会の取決め上、全てのファイルを挙げなければならないことになっておりますので、このようになっております。

ポイントとしては、マイナンバーや氏名、住所など個人が特定できる情報は16ページの「宛名管理サブシステム」に集中させた設計としております。これ以外のファイルが仮に漏れいしたとしても、マイナンバー等の個人を特定できる情報は、この4ファイルが漏れない限り、流出しない体制を取っております。

「法人サブシステム」の「KE法人基本登録マスタ」が65項目ありますが、その中に「課税ファイル注意フラグ」1から15まであります。これは、法人から提出されてきた申告書と県税システムで保存されている法人のデータを比較して、法人名、住所などの相違点、以前とデータが変わった点を職員がチェックするための内部的な項目です。そのフラグを立てたものを後でリスト化して確認することができるよう、正確性の維持には細心の注意を払っております。

それでは、ここまでで質問等がありましたら、お願いします。

【岡本部長】

システムについて御質問等ございませんか。

【森委員】

「委託先」とありますが、委託先へ情報を出すということで、ここはすごく重要なところだと思うのですが、「再委託しない」というのが全て選ばれているのは、その都度、委託先を毎年どこかに変えていく感じになるのですか。

【岡本部長】

再委託というのは、委託を受けた側が、もう一つ下請に出すような場合のことです。

【森委員】

ああ、そういう意味ですか。では、大丈夫です。

【事務局】

契約書も全て、原則、再委託をしないということを書いております。

【森委員】

外に出さないということですね。ありがとうございます。

【櫻井委員】

間違えやすい表現ですよ。

【事務局】

そうですね。

【櫻井委員】

普通、そういうふうにはあまり言わないので。

【事務局】

国が作った統一の様式だからですね。

【岡本部長】

法律上は再委託もあり得るようなシステムになっているのですけれども、この事務に関しては再委託しないという取扱いのようです。

【森委員】

ここだけでしっかりと情報は守りますよということですね。

【事務局】

そうです。

【石坂委員】

システムの話ではないんですけれども。車を買うときに税金が掛かるではないですか。あの手の処理は普通、車を買うところをお願いしますよね。そうすると、彼らは私の個人番号を知り得るということになりますね。きっと、だだ漏れですね。そうすると、こんなに一生懸命、セキュリティをやらなければいけないのかという話になってしまいます。

【岡本部長】

本人が手続すればいいけれども。

【石坂委員】

しないですよ。

【岡本部長】

あり得ないでしょうね。何か法律の解説にも、税務、社会保障とか専門的なところは専門家に仕事を頼んで代理しているから、代理人から情報を収集することはあるという想定です。だから、例えば税理士さんに確定申告を頼んだ場合は、税理士さんの方に情報を問い合わせることはある。自動車取得税はどうか知りませんが。私は車を持っていないものだから。

【櫻井委員】

14ページのところで、個人県民税が未収金の約7割を占めていて、結構深刻だということでした。これに投資するお金と、これで取れるお金と、うまく行けばいいような形ですかね。予算は幾らぐらいですか。

【評価実施機関】

このシステム改修費用ですか。

【櫻井委員】

新しく、いろいろとされるのに。

【評価実施機関】

一応、税務システムの改修費用として今、想定しているのが1億5,000万です。

【岡本部長】

滞納というか、徴収漏れになっているのはどのぐらいですか。

【評価実施機関】

112億です。

【岡本部長】

最近、県と市町村が共同して地方税徴収のための一部事務組合をつくるという例もあります。特に市町村だと、なかなか徴収能力が不十分だということで、県と一緒にやってやっているとあります。福岡県内にはないですね。

【評価実施機関】

福岡県は別の方法でやっています。県の職員が市の職員の身分を持って、一緒にやっているとあります。

【岡本部長】

それは、人事交流でやるのですか。

【評価実施機関】

そうですね。市の方から市の職員の身分を与えてもらって、一緒にやっています。

先ほどの説明に、一つだけ付け加えさせていただいてよろしいでしょうか。

税務システムの中で今回変わっているのは、16ページの、「KB番号リンクファイル」を加えているところです。マイナンバー等が今回入ってくるようになるので、他のマスタ上にも、それぞれ持たせることも可能なのですが、それではいけないということで、「KB番号リンクファイル」にマイナンバーを置き、それで他のファイルとリンクさせ、画面等や必要帳票に表示するような形をとっています。

【岡本部長】

では、次をお願いします。

【評価実施機関】

それでは、28ページを御覧ください。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

1. 特定個人情報ファイル名、税務システムデータベースファイル。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容、書面様式において、誤って本人以外の特定個人情報を入手することがないように、入手の際に個人番号、氏名、住所、生年月日及び性別等についてのチェックを必須とする。

本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から個別に特定個人情報を入手する際も、誤って対象者以外の情報を入手することがないように、入手の際に個人番号、氏名、住所、生年月日及び性別等についてチェックを必須とする。

具体的には、本人から特定個人情報を入手する場合は、個人番号カード等を窓口で見ても、間違いがないかを確認します。

他の行政機関から入手する場合は、本人でないと個人番号等の提示はできないので、住基ネットなどを利用し、マイナンバーの正確性の確認のための情報などのチェックを

します。

必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容、特定個人情報の入手については、様式（申告書、申請書、届出書等）を定め、必要な情報以外は入手できないよう防止措置をとる。

また、リスクへの対策は十分であると考えております。

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

こちらは、奪取や詐取のリスクに備えるものです。受け渡す元の本人が使用目的をその時に明確に認識できるか、入手元が使用目的を明確に認識できるかがポイントとなっております。

リスクに対する措置の内容、特定個人情報の入手については、様式（申告書、申請書、届出書等）を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。

本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置が確保されたシステムを利用する等、適切な入手方法をとる。

つまり、様式については、表題に何の税の徴収に対しマイナンバーを使用するかを明示するという事です。

また、リスクへの対策は十分であると考えております。

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容、個人番号カードの提示等、番号法令に定められた方法により本人確認を行う。

つまり、そのマイナンバーに該当する本人は実在するのか、生身の人間と番号が合うのかという話です。

個人番号の真正性確認の措置の内容、本人又はその代理人から入手する際には、個人番号カードの提示等、番号法令に定められた方法により、個人番号の真正性を確認する。

本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手した際には、必要に応じて住基ネットの利用等により個人番号の真正性を確認する。

つまり、その番号に間違いがないのか、番号に書かれている本人の住所等に間違いはないのかということです。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容、本人又はその代理人からの変更の申出や、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等からの変更情報の入手及び住基ネットの利用等により特定個人情報の更新を行い、正確性を確保する。

具体的には、個人情報の正確性を維持できるか、随時アップデートされているかということです。

また、リスクへの対策は十分であると考えております。

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容、書面提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。

本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。

また、リスクへの対策は十分であると考えております。

29ページを御覧ください。

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク
宛名システム等における措置の内容、団体内統合宛名システムにおいて、職員認証によるアクセス制御、権限管理及びログ管理等を行う。

事務で使用するその他システムにおける措置の内容、税務システムには、県税の賦課徴収関係事務に関係のない情報を保有しない。なお、税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を実施し、紐付けに係るアクセス制御を行うことで、事務の範囲を超える紐付けができないようにする。

また、リスクへの対策は十分であると考えております。

リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク

ユーザー認証の管理、行っている。

具体的な管理方法、税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。また、各職員が属する組織及び従事する業務に応じて、必要最小限の権限を付与している。

アクセス権限の発効・失効の管理、行っている。

具体的な管理方法としては、ユーザーIDとパスワードの発効・失効の管理を税務システムと団体内統合宛名システムの両システムで行います。また、団体内統合宛名システムにおける措置も適切に行います。

アクセス権限の管理、行っている。

アクセス権限の発効・失効の管理との違いは、大もとの管理者の権限に関わるかどうかです。

具体的な管理方法としては、税務システムと団体内統合宛名システムの両システムにおいて、管理者権限を必要最小限の職員に限定して与えることとします。

特定個人情報の使用の記録、記録を残している。

具体的な方法としては、税務システムでは、操作した日時、内容を日次で記録し、7年間保管することとします。団体内統合宛名システムでは、いつ、どの特定個人情報が利用等されたかについても記録します。

また、リスクへの対策は十分とと考えております。

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容、業務外利用の禁止等の個人情報の保護に係る研修を原則年1度開催し、個人情報保護を指導する。

地方税法第22条において、「秘密漏えいに関する罪」があり、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者について、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合における厳格な罰則規定があり、全ての税務吏員はこれを遵守している。

また、リスクへの対策は十分とと考えております。

リスク 4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容、バックアップは日次で全データを取ることにし、個人でバックアップができないよう、システム上の制限をかける。

なお、日次バックアップした全データは、特に厳重なアクセス制御を実施し、権限者しかアクセスできないよう制限をかける。

また、リスクへの対策は十分であると考えております。

30 ページを御覧ください。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

説明の中で、「個人情報取扱特記事項」という文言が頻繁に出てきますので、まずはその説明からしたいと思います。「オ」と書かれた青いインデックスを貼った資料を御覧ください。

委託契約の内容に必ず個人情報取扱特記事項が付くことになっております。第1から第16までありますが、第1基本的事項の部分だけ読み上げます。

「委託業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。」

ここで、基本理念を述べています。

基本的には、第1から第16までの個人情報取扱特記事項が、契約書に付くこととなります。

30 ページに戻ります。

情報保護管理体制の確認、委託契約の内容に、「個人情報取扱特記事項」があることを必須とする。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限、制限している。

具体的な制限方法、税務システムにアクセスできる全ての委託先において、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。

委託先に提出された書面様式等については、従業員以外が閲覧できないよう、管理には細心の注意を払うとともに、特定個人情報が記入された書面は施錠して保管する。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録、記録を残している。

具体的な方法、税務システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いについて、操作した日時・内容・ユーザーID・画面の名称等のアクセスログを日次で記録し、7年間保管する。

書面様式等については、従業員以外が閲覧できないよう、管理には細心の注意を払うとともに、特定個人情報が記入された書面は施錠して保管する。

特定個人情報の提供ルール、定めている。

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法、該当なし。

これは、委託先から他者への提供はないためです。

委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法、委託業者に特定個人情報を提供する際は、電子情報の暗号化、ファイルへのパスワードの設定等の安全措置を講じる。

「また」から先は、個人情報取扱特記事項に関わることなので、説明を省略します。

特定個人情報の消去ルール、定めている。

ルール内容及びルール遵守の確認方法については、個人情報取扱特記事項の内容ですので、説明を省略させていただきます。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定、定めている。

規定の内容については、個人情報取扱特記事項の内容ですので、省略します。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保、十分に行っている。

選択肢の中に「再委託していない」とありますが、契約書中には原則禁止とありますので、実際は再委託をしないのですが、「十分に行っている」という選択をしております。

具体的な方法、業務上再委託する必要がある場合には、事前に委託先から協議を受けて同意をとるとともに、委託先と同等の個人情報に係る秘密の保持等の条件を遵守させ、個人情報の適切な取扱いを図る。

また、リスクへの対策は十分であると考えております。

31 ページを御覧ください。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録、記録を残している。

具体的な方法、番号法第十九条第八号、同施行令第二十三条及び第二十九条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。

特定個人情報の提供・移転に関するルール、定めている。

ルール内容及びルール遵守の確認方法、電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。

特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。

提供・移転の際には、政令で定める安全な措置が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。

番号法第十九条第八号、同施行令第二十三条及び第二十九条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。

また、リスクへの対策は十分と考えております。

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容、特定個人情報を提供・移転する場合には、政令で定める安全な措置が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。

また、リスクへの対策は十分と考えております。

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容、外部に個人情報を提供する場合には必ず上長の承認を受けることとし、提供に係るリスクに備える。

また、リスクへの対策は十分と考えております。

32ページを御覧ください。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

ここでは、最も重要な外部との接続窓口である中間サーバーにおけるリスク対策についての説明となります。

中間サーバーとは、総務省と地方公共団体情報システム機構が、地方公共団体向けに設置するもので、情報提供ネットワークシステムと接続し、他団体との情報連携を行うものです。つまりは、福岡県にとって、外部機関との接続窓口となります。

主に中間サーバーにおけるリスク対策を32～33ページに記載しております。

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスク対策に対する措置の内容、ここでは①の4行目、「つまり」から始まるところを読み上げます。

つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。

中間サーバーにおける保護措置については、システムの開発と運用を行う総務省と地方公共団体情報システム機構が、既に責任を持って実施しており、評価書記載事項に関しても、特定個人情報保護委員会の了承を得た上で、全国の地方公共団体向けに統一のものとして配付されています。

そして、32ページの右上、「接続しない（提供）」に○印が付いていますが、これは、情報提供ネットワークシステムを使って県税部門から提供するデータはないということです。33ページのリスク5～7が網掛けになっておりますが、接続しないに○印を付けた場合に、リスク5～7が自動的に網掛けになる設定になっています。

34ページを御覧ください。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

ここで、リスク1でのリスクへの対処方法を書いておりますが、特に、⑤物理的対策で、十分に行っていると考えております。

具体的な対策の内容、税務システムにおける措置について、①～⑤を読み上げます。

① サーバ等設置施設における生体認証による入退場制限及び監視カメラによる入退室の監視。

② 停電によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設に無停電電源装置等を付設。

③ 火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設に消火設備を完備。

④ 地震によるデータの破損を防ぐため、免震ビル構造を備えた施設内にサーバ等を設置。

⑤ パソコン、紙媒体等の盗難を防ぐため、職員不在時には執務室内を施錠して管理。団体内統合宛名システム及び中間サーバー・プラットフォームにおける措置についても、同様に厳重な物理的対策を行っております。

⑥ 技術的対策、十分に行っている。

具体的な対策の内容、税務システムにおける措置として、ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新による不正プログラム対策及びファイアウォールによる不正アクセス対

策。

団体内統合システム及び中間サーバー・プラットフォームにおける措置についても、
厳重な技術的な対策を行っております。

⑦バックアップ、十分に行っている。

⑧事故発生時手順の策定・周知、十分に行っている。

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか、
発生あり。

その内容、委託先事業者がイベント等の開催情報のメール配信希望者に氏名及びメー
ルアドレス（461名分）を表示した状態でメールを送信した。

これは、税務課ではない他課の話でございますが、知事部局全体の話になりますので、
こちらに挙げております。

再発防止策の内容、全所属長に対して、委託先への監督の徹底、所属職員及び関係団
体（委託先を含む。）の全職員へBcc機能の利用、送信前の複数でのチェック等の措
置を講じるよう周知徹底を通知した。

また、平成25年1月からは、庁外の複数の宛先へのメール送信については、Bcc
を利用しなければ送信不能とする技術的安全管理措置を講じた。

35ページを御覧ください。

⑩死者の個人番号、保管している。

具体的な保管方法については、税務システム及び団体内統合宛名システム同様、生存
者の個人番号と同様の方法により、安全確認措置を行っております。

また、リスクへの対策は十分であると考えております。

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク

リスクに対する措置の内容、税務システムにおける措置として、随時更新が行われて
いる基本4情報を保持する「団体内統合宛名システム」と定期的に突合処理を行い、税
務システムに保持する情報を最新のものに更新する。

団体内統合宛名システムにおける措置として、団体内統合宛名システムで保管する基
本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて定期的にメンテナンスを行う。

また、リスクへの対策は十分と考えております。

リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク

消去手順、定めている。

手順の内容、保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、
シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録に
ついては、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。

また、リスクへの対策は十分であると考えております。

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

サーバー、端末機器（パソコン）、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース期間終了
による返却等に伴い、特定個人情報を消去する際には、情報を復元できないよう処理を
行う。

ここまでで、質問等ありませんか。

【岡本部長】

28ページ以降、ここに至るまで何か質問等ございますか。

【櫻井委員】

34ページ、メールの件で、最後に「Bccを利用しなければ」というのは、県の方では、そういう職員の方のメールの使い方のガイドラインは作成されているのですか。

【事務局】

はい、情報政策課の方で、メールのガイドラインを作っています。その説明を補足しますと、外部に複数のメールアドレスで同報で送る場合は、Ccに1件しか指定できず、2件以降はBccを指定しないと送ることができないようにしています。Ccに2件以上のアドレスを入力した場合は、メールサーバーの方で止められます。

また、メールを送る時のガイドラインを文書で作っております。

【岡本部長】

これはしばらく前に起こった事故ですけれども、幾つか対策をやっていた話ですね。

【櫻井委員】

あと、県職員の方は、メールフォワードが禁止されているんですか。フォワードというか、自分のアカウントに自動で転送するようなことは許してないですね。

【事務局】

それは許しておりません。

【岡本部長】

それ以外のところで、ちょっと気付いたのだけれども、委託をする際、個人情報取扱特記事項を契約内容に盛り込むということで、契約をこのとおりにやらなかったらどうなるかというのは、条項の中にはあるのですか。要するに、債務不履行の際の違約罰なんていうのが民事上だとあり得るのだけれども。

システムとしては、こういうことで作るのはいいのだけれども、実際にこれを破った場合はというところまで契約しているのか、契約書の中にそういうことが書いてあるのかということです。

【評価実施機関】

契約書の中と申しますか、個人情報取扱特記事項の第16に契約の解除をして、損害賠償の請求と書いています。

契約書の中にも、契約の解除や、その賠償に係るものについて、違約金とか損害賠償というもので、契約上の縛りを付けております。

【岡本部長】

いろいろ、ログインできないようなシステムであるけど、物理的にやられてしまったらというのはあるからね。法的には許されないというか、大体あり得ないシステムだけれども。

他に何か御質問等ございませんか。

システムというのは、要するにサーバー等が外に置かれているものだから、これについては、国等を信用するしかないというところもあります。そちらの方は、スタートですから、かなり必死になってやっているのですけれども、こちらは直接手が出せるわけではないからですね。

【石坂委員】

この手の電子システムが怖いのは、成りすましや奪取というものです。35ページのリスク2、団体内統合宛名システムのところで書いている、保管する基本4情報というのは、これは何になるのですか。

【事務局】

住所、氏名、生年月日、性別の4情報になります。

【岡本部長】

住民基本台帳法でいう4情報でしょう。

【石坂委員】

そういうものが書き換えられるのは非常に、根本的な危険な話だと思うんですね。そういう根本的な部分を書き換えられるといったときに、連絡してもらおうとか、そういうリスク対策とかはしないのですか。例えば、普通に使っているネットワークのシステムだと、登録しておいた電子メールのアドレスに自動的にメールを飛ばす。自動的に行ってしまうと、書き換えた人のメールアドレスではなく、自分のアドレスだから、必ず誰かが「書き換えました。」といった情報が手に入るわけですね。そうすると、「自分は何もやってないのにおかしい。」ということになる。割と単純な対策だけれども、私はすごく効果的だと思っています。お知らせしてしまうという。その手のものはないのかなという気がしています。

【岡本部長】

法律上は、不正使用が発覚した場合には、番号の変更というのは予定されているのですけれども、「不正がありました。」という通知システムがどうなっているかは私も知らないのですが、本人には当然通知されるよね。

【櫻井委員】

不正がありましたというか、不正かもしれないというアクセスですね。日常的な業務として頻繁にアクセスがある分は構わないのですけれども、何か非常に重要な部分の変更があった場合には、それは本人がやらなければいけないような変更とかに対しては、ちゃんと本人に連絡が行く、確認が行くというか。

【事務局】

まず、4情報の話でいきますと、基本的に、その4情報の大もとは住基ネットの方があります。原則市町村長が書き換えていくものになっていると思うのですが、それを団体内統合宛名システムの方に取り込んだ際に、住基の方から取り込んだ4情報を宛名システムの管理する者が書き換えた場合ということですか。

【石坂委員】

というか、その住基ネットの方が書き換えられると、こちらも自動的に書き換わるのですよね。

【事務局】

自動的にというか、定期的に更新していくという形になります。

【石坂委員】

だから、ひょっとしたら、その住基ネットの話になるのかもしれないですけども。

【事務局】

そうですね。住基の方……。

【石坂委員】

まあ、そういうのはあるのですけれども、とにかく、番号を含んだファイルに非常に根本的な変更が加えられるようなアクセスに対しては、本人に連絡が行くような仕組みが必要なのではないかなという気がしています。

【森委員】

そうですね、楽天とかも今すごくいろいろあって、勝手に他の人が書き換えたら、本人に、「このメールに心当たりがない人は連絡してください。」と送るとか、ああいうことですね。

【石坂委員】

そうです。

【櫻井委員】

でも、今、みんなEメールを持っているという、インフラで。

【石坂委員】

もちろん、それはそうです。

【櫻井委員】

だから、そういうサービスがね。

【石坂委員】

そうそう、そういうサービスがあってもいいという気がするわけですよ。

【事務局】

情報のやり取りの部分は、前回も御説明させていただいたマイ・ポータルという情報提供等記録開示システムというもので、本人で確認できるというシステムは組みまています。

【石坂委員】

それは、自分が確認しようと思わなければ確認しないでしょう。そうではなく、いつ書き換わるか分からない、不正が行われるか分からない。その「不正かもしれないよ。」というのを自動的に知らせる、お知らせツールというか、そういう仕組みです。

【岡本部長】

自動的にお知らせするかどうかは分からないけれども、何かあれば、本人にお知らせしなければしょうがないとは思いますが。

【櫻井委員】

多分、前回の議事録にあったのですけれども、先生がおっしゃったように、外国で社会保障番号が盗まれて……。

【岡本部長】

アメリカのケースがありましたね。

【櫻井委員】

正にそういうケースですよ。

【岡本部長】

気付いたら、多重債務者になっていたという。

【櫻井委員】

だから、本人に何か通知が行けば、まだ気付いて……。

【石坂委員】

気付くチャンスが欲しいという。

【櫻井委員】

税務の方でも取り込むような方針が何かあればいいと思いますね。

【事務局】

はい、システム上で書き換わった場合ですね。まず現行ではないかと思えます。マイナンバー制度導入そのものと直接リンクする問題ではなく、情報の取扱い一般の話かと思えます。そのようなことができるかどうかについては、ここに持ち合わせておりませんので、確認させていただきたいと思えます。

【櫻井委員】

例えば、紙ですと、書き直したって、前の情報が残っていますものね、ずっと。電子的になると、前の情報が消されてしまって、随分変わってきますよね。

【事務局】

変更情報としては残っていきます。

【櫻井委員】

必ず残るのですね。

【事務局】

各システム、事務のあり方にもよりますが、残るものが多いかとは思えます。

【岡本部長】

だから、「その対策をしている、対策をしている。」と言うから、事故が起こること自体を想定していないですね。

【櫻井委員】

見せないというのは暗号で防げるのですが、残すという方は、それなりに工夫が要ります。また、電子的に消されてしまうとなかなか分からないので。多分、そこに上書きされたりということを部会長は心配されていて……。

【事務局】

情報が書き換わるということで、方向としては二つあるかと思えます。一つは、職員が悪意を持って、特定の人情報を書き換えてしまう場合。これを防ぐためには、一つは現状では罰則等で抑止しているという状況になります。もう一つは、先ほど言われたように、成りすまし、本人とは別の人が、その者のマイナンバー等を取得して、成りすまして、「私は誰々です。私の情報を変更してください。」という形で行政側に申請してきた場合。この場合は、変わった場合にどうするかというお話だと思うのですが、まず今回、対策をとっているのは、そこで成りすましができないようにやるということが重要であると。つまり、私はマイナンバー何番です。例えば、こちらの番号を私が言って成りすますと。そこを確実に、本人のマイナンバーであるかを確認して、そうでない場合は全部はじく、成りすましを防止するということを重視して……。

【石坂委員】

いや、本人に成りすまして書き換えに行くわけですから、どうやってそこをはじくのですか。

【事務局】

番号法上、本人確認をやるのが情報保有機関にとって義務付けられております。一番簡単なのは個人番号カードを提示してもらって、顔写真と申請のマイナンバーとカードにおけるマイナンバーを照らし合わせる。おっしゃられたように、アメリカ等で成りすましが発生しているところの、一番の問題点は、本人確認の部分です。例えば社会保障番号を言えば、それによって「あなたは番号何番の方ですね。」ということがアメリカでは認められている実態があるようです。一方、日本では、カード等を見て確実に顔写真で顔と番号を確認するという原則の手続をとることによって、成りすましを、入口のところで防ぐようにという思想が、番号法上あります。

【岡本部長】

顔写真付きだから、パスポートみたいに、有効期間が10年、5年と切つてあるはずなのですけれども、紛失した場合、たまたま拾った人がそれを悪用するという事は…

【石坂委員】

それは写真の顔が違うでしょうが、写真を入れ替えることは可能でしょうし。そのカードは全員が持つようになっていましたか。前回伺いましたね。

【事務局】

個人番号カード自体は申請によって発行します。

【石坂委員】

申請で作るということですよ。だから、申請しない人は持ってないですよ。そういう人は書き換えられてしまうんじゃないですか。

【事務局】

別の手段として、例えば通知カードという、顔写真が載っていないマイナンバーが記載されたカードと運転免許証等、本人確認する方法を全て番号法で定められております。行政機関等、申請を受け付ける側は、その決まった方法の中で本人確認を行います。例えば、個人番号カードであれば一つでいいのですが、個人番号カードを持たない人であれば、通知カードと運転免許証を合わせて確認したり、通知カードを持っていない場合は、住基ネットで検索をして確実に確認することという手段があります。

【石坂委員】

分かりました。だから、そこで確実にばじけるのかといたら、それはどうですか。その確認方法で。例えば免許証だって偽造しようと思えばできますよね。犯罪者集団だったらそのくらいのことはやりかねません。あるいは、そちらが交付してくださる顔写真付きのカードだって、やろうと思えば偽造できますよね。それで、入口のところで100%はじけると言い切れるのですか。

【事務局】

100%ということはないです。

【石坂委員】

無理ですよ。そういうときのことも考えてやるのがリスク対策だと思うのですけれども、いかがでしょう。

【櫻井委員】

29ページのところです。職員の異動、退職、委託先の変更というのがありますけれども、多分、委託先も1回決めたら変更が難しいのかもしれませんが、当然、職員の方はいろいろ異動があつたりするのでしょうかけれども、こういうことに関わる人は、同じ人をできるだけ置くのか、それとも何年に1回替えるとか、何か県の中で方針みたいなものを決められていますか。

【事務局】

職員が異動するたびにですか。

【櫻井委員】

逆に、これを扱う人はそういっぱいいてはだめだというか、あと、頻繁に替わるのか、ある程度、意識的に替えるのかとか、そういう運用方針はあるのですか。人に関してですね。

【評価実施機関】

今、税務課に電算係というのがございますので、その係員でやっています。

【櫻井委員】

でも、そこの方は異動があるという前提ですか。3年とかで。

【評価実施機関】

異動があります。

【櫻井委員】

異動はするし、意識的に替えるべき方針だと理解してよろしいのですか、これに対しては、むしろ。

【評価実施機関】

そうですね。

【櫻井委員】

このアクセス権限は上限で3人とか、そういった数は決められているのですか。部署が増えたら人も増えるみたいなことではなく、権限のある人はその時点では3人とか。例えば、大体今、何人アクセスできるとか、現状そういうのも把握されているのかなと思って。

【評価実施機関】

このアクセス権限の変更とか、そういうことができるのは、電算係の5名です。

【櫻井委員】

5名ですね。

委託先は変えにくいと思っていいいのですかね。さっきの再委託のこともあって、1回決めたら、こういうシステムですからね、ずっとね。

【評価実施機関】

運用保守に関しては変えられないと思います。

【櫻井委員】

会社は変えられるのですか。委託先という意味は、業者ですか。

【評価実施機関】

運用保守に関しては変えられない。他の、データの入力業務であつたり、パンチ業務は、入札でやっていますので、そこが変わることは考えられます。

【櫻井委員】

多分、システムとして、委託業者が決まってしまうたら、縛りを受けるようなところがありそうですね、今回。そうなってくると固定になってしまっ。仕方ないのですかね、そういうのは。

【岡本部長】

業務内容からすると、別に同じ業者ではないとできないということでもなさそうですね。

【評価実施機関】

そうですね。運用、保守以外の部分はできると思います。

【櫻井委員】

ハードウェアを扱うところと人が動くところは別物なのという理解で……。

【森委員】

システムの内容自体は全国統一で、開発されたところが全国一律ということですか。

【事務局】

中間サーバーというのは、国の方が作っているシステムで、税務システムというのは、各県ごとに作っている。

【森委員】

では、BCCはシステムを作ったところ……。

【評価実施機関】

システムはNECで作られました。

【森委員】

運用をBCCがされているということですか。

【評価実施機関】

そうです。NECが開発するときにBCCも一緒に入って開発していて、前のシステムもBCCがやっていたということもありますので。

【森委員】

中身がわからないと保守できない部分もありますものね。

【評価実施機関】

そうですね。どちらかというと、アプリケーション部分を作り込んだところの保守とかが発生しているので、そこが分かったところでないと……。

分かっていないところができないかといえば、中身を分析してやればできるのですが、それでは実用に耐えないというのが実態です。

【櫻井委員】

だから、再委託しないというのは、NECとBCCがコラボしてやったというのは、既に分かっているということですね。

【事務局】

そうです。

【岡本部長】

ほかに。よろしいですか。

【全委員】

なし。

【岡本部長】

では、残りの説明をお願いします。

【評価実施機関】

36ページを御覧ください。

IV その他のリスク対策

1. 監査

①自己点検、十分に行っている。

具体的なチェック方法は、記載のとおり、適切に自己点検を行っております。

②監査、十分に行っている。

具体的な内容は、定期又は随時で監査を行うこととしています。

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発、十分に行っている。

具体的な方法は、職員の研修、委託業者に対し、個人情報取扱特記事項の確約等を行っております。

3. その他のリスク対策、中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

具体的に申し上げますと、中間サーバーは、全国統一のシステムですので、そちらで集めることによって、高いセキュリティレベルを保持しております。

37ページを御覧ください。

V 開示請求、問合せ

ここから先は、事務手続の内容になりますので、ポイントを絞って説明します。

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先、福岡県総務部県民情報広報課情報公関係。

②請求方法及び③手数料等は、情報公開制度にのっとり運用となります。

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先、福岡県総務部税務課管理係。

②対応方法、苦情受付時に苦情処理に係る受付票を作成し、苦情に対する対応について記録を残す。

38ページを御覧ください。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日、平成26年12月12日。

②しきい値判断結果、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。

2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法、県のホームページへの掲載及び評価担当部署への備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール及び書面にて意見を受け付ける。

②実施日・期間、平成26年12月25日～平成27年1月23日の30日間。

③期間を短縮する特段の理由、期間は短縮しておりません。

④主な意見の内容、なし。

⑤評価書への反映、なし。

3. 第三者点検

①実施日、平成27年2月19日、平成27年3月17日（予定）。

②方法、福岡県個人情報保護条例第51条第2項第3号に基づく、福岡県個人情報保護審議会への諮問の方法による。

③結果、第三者点検後に記載。

以上が、特定個人情報保護評価書（案）の説明となります。

質問等がありますでしょうか。

【岡本部長】

最後の部分について質問はございませんか。

【櫻井委員】

1点、苦情受付の連絡先が、税務課になっているのですが、今後、取りまとめを行う部署を作られる予定があるのですか、県の方で。

【評価実施機関】

税務課の中ではもともと、個人情報保護に対しては管理係が担当しておりますので、同じ流れで管理係が……。

【櫻井委員】

というか、外に見える形、連絡先というか、普通の人は分からないですよ、税務課がやっているというのが。

【評価実施機関】

ホームページでは分かるようにはしております。

【岡本部長】

特定個人情報ファイルに関する苦情なのか、税務処理に関する苦情なのかというのが、どちらがどうなるのですかね。

私の方から1点だけお尋ねします。36ページの監査のところ、税務システムにおける措置で、「評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は随時に、監査を行う。」とありますが、これは具体的にはどこを想定しているのですか。

【事務局】

こちらは、この特定個人情報保護について所管する情報政策課を想定しております。

【岡本部長】

情報政策課。監査委員による監査ではないなと思ったので。

【石坂委員】

38ページの国民・住民等からの意見の聴取。これはホームページで掲載して、全く意見がなかったわけですね。

県は、テレビの広報番組とかを持っていらっしゃるのでしょうか。

【事務局】

広報番組はあります。

【石坂委員】

そういうのでは告知はしなかったのですか。

【事務局】

はい。

【石坂委員】

ホームページに掲載していても、まず見る人はいないでしょうね。それをもって公表したというのは、私は納得はいきません。そもそも県のホームページを見る人がいないでしょうね、あまり。

【評価実施機関】

今のところ、12月の件数で、このパブコメのページを見た方の数を調べましたら140件です。本当はもっと大々的に……。

【石坂委員】

どうでしょう。人口500万人の県で、いい数字なのですかね、それは。

【評価実施機関】

そこは何とも。

【岡本部長】

行政手続条例でも大体、意見公募手続はホームページでということを用意しているよだから。実際に反応があるかというのは、どのくらい関心を持たれているかによるのですよね。

【石坂委員】

でも、この個人情報というか、マイナンバーですかね、これに関しては興味がある人は結構いらっしゃるのではないですか。

【櫻井委員】

やっとマスコミで騒ぎ始めたので、これからでしょうね、関心が出てくるのは。自分が持つような立場になれば、やっと。

【岡本部長】

動き出さないと、関心が湧かないのかもしれないね。

【事務局】

そうですね。

【櫻井委員】

住基ネットはどれくらい利用されているのですか。

【岡本部長】

住基ネットというより、カードでしょう。

【事務局】

住基カードですね。配布率は低い数字ではあります。

【櫻井委員】

1桁台。

【事務局】

そうですね。

【櫻井委員】

多分、これはもっと、実際はかなり。

【岡本部長】

1 割ないというふうに、聞いたような気がします。

あとは、この資料がありますけれども、これは見ておけばよいという程度ですか。

【評価実施機関】

はい。

【岡本部長】

では、説明はないということで、後ほど、目を通しておいてください。

今日のやり取りをもとに、次回、答申案を出していただいて、それでいいかというような検討をする予定でございます。

ほかに、御意見等なければ、議題 1 については、済んだということでございますので、その他資料については、改めて目を通しておいてください。

それで、議題 1 は終わりましたので、「その他」でございますけれども、何かありますか。

【事務局】

特にございません。

なお、今後の部会の日程でございますが、次回が 3 月 17 日火曜日 10 時から、次々が 4 月 14 日火曜日 10 時からを予定しておりますので、御出席のほどよろしくお願ひします。

事務局からは以上でございます。

【岡本部長】

では、ほかになければ、第二部会の会議は以上で終了いたします。どうもお疲れさまでございました。

以上のとおり第 12 期第 2 回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）会議録を確定する。